

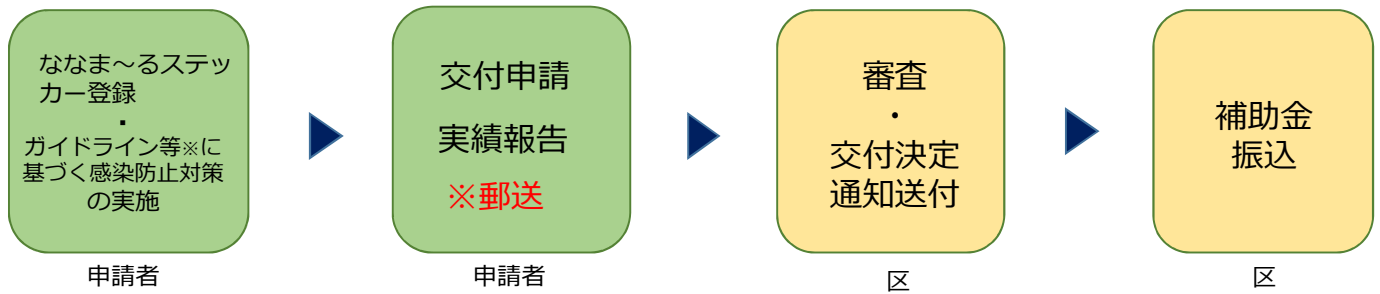
新型コロナウイルス感染防止対策費用補助事業

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、店舗や事業所の改装や、感染予防のための物品購入などを行った経費の一部を補助します。

<p>補助対象者</p>	<p>中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2号に規定する中小企業者のうち、以下の条件を全て満たしている者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■個人事業主の場合は区内に主たる事業所があり、法人の場合は区内に本店所在地および主たる事業所を有すること。 ■区内で3か月以上事業を営んでいること。 ■本補助金の申請段階において、「豊島区感染拡大防止対策推進登録制度」(ななま〜るステッカー)への登録を完了していること。 ■大企業が実質的に経営に参画していないこと。 ■フランチャイズおよびそれに類する契約を締結して事業を営んでいないこと。 ■暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う団体ではないこと。 ■風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業、金融・貸金業ではないこと。 ■直近の法人(個人)都民税、事業税を滞納していないこと。
<p>補助要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■同一の事業者に対する補助金の交付は、令和2年度内で1回に限る。 ■同一の対策用品を対象として、豊島区および他の公的機関から同種の補助金等の交付を受けていないこと。 ■補助金を受けようとする事業者の親会社、子会社、グループ企業等関連会社(資本関係のある会社、役員および社員を兼用している会社、代表者の三親等以内の親族が経営している会社等)との取引に要する経費ではないこと。
<p>補助対象経費</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン等に基づき実施する、以下経費の合算額を補助対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○店舗・事務所改装費 例:換気装置の設置、パーテーション設置、自動水栓蛇口取付、テイクアウト専用カウンター設置等 ○滅菌・消毒・換気・飛沫防止等の衛生環境改善品の購入費 例:アクリル仕切板、サーモカメラ、非接触型体温計、サーキュレーター、空気清浄機、レジのコイントレー、マスク、消毒液等 (ただし消耗品は感染防止対策に伴う衛生環境改善品に限定し、補助対象経費総額の2割を上限とします。) ○広告宣伝費 例:感染症対策について周知する看板、広告等
<p>補助対象期間</p>	<p>令和2年4月1日から令和3年2月28日までに支払いが完了するもの</p>
<p>補助限度額</p>	<p>10万円 ※補助額2万円未満(補助対象経費が税抜2万5千円未満)は対象外です。</p>
<p>補助率</p>	<p>補助対象経費(税抜)の5分の4(千円未満端数は切り捨て)</p>
<p>受付期間</p>	<p>令和2年12月1日(火)から令和3年3月5日(金)必着 ※ただし、受付期間中であっても予定件数に達し次第終了します。</p>

申請方法等の詳細は裏面をご覧ください

【お申し込みの流れ】



※以下の感染拡大防止ガイドライン等を参考に対策を実施してください。

- ・「業種別ガイドライン」…内閣官房HP (<https://corona.go.jp>)
- ・「事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン～『新しい日常』の定着に向けて～」…東京都防災HP (<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1007942/1007968.html>)

【申請書類】 レターパック等の記録が残る方法で郵送してください。

★印のあるものは区ホームページからダウンロード可能です。

区ホームページ
QRコード



	法人	個人
1	郵送時チェックリスト ★	
2	補助金交付申請書(第1号様式) ★	
3	実績報告書(第1号様式 別紙) ★	
4	直近の法人都民税・事業税の納税証明書の写し(非課税の場合は、非課税証明書の写し)	直近の個人事業税の納税証明書の写し(非課税の場合は、直近の所得税確定申告書写し)
5	履歴事項全部証明書の写し(発行3か月以内のもの)	個人事業の開業・廃業等届出書の写し(受付印のあるもの)
6	補助対象経費の支払および内訳が確認できる書類 ※①および② 例:①支払いの完了日が確認できるもの(領収書、銀行振込明細、ネットバンキング等の写し) ②購入品の内訳がわかるもの(請求書、内訳明細書等)	
7	返信用封筒(申請者の住所・氏名を記載し84円切手を貼付した、長形3号サイズのもの)	

◎「豊島区感染拡大防止対策推進登録制度」(ななま〜るステッカー)の詳細は、ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ】文化観光課 観光交流グループ 電話：03-3981-1316



《申請・問い合わせ先》

豊島区 文化商工部
生活産業課 補助金担当
〒171-8422
豊島区南池袋2-45-1 豊島区庁舎7F
TEL:03-4566-2742

